

墨田区監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和元年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年3月23日

墨田区監査委員	長谷川 昌 伸
同	寺 田 政 弘
同	井 尾 仁 志
同	高 橋 正 利

令和元年度定期監査（第2回）行政監査及び随時監査結果報告書

第1 定期監査（第2回）及び行政監査

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和元年度の執行に係るもの

3 監査対象部局

別表のとおり

4 監査実施期間

令和元年10月1日（火）から令和2年2月13日（木）まで

5 監査方針

- (1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。
- (3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。
- (4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

6 監査項目

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給与・サービスに関する事務
- (3) 物品管理に関する事務
- (4) 扶助費に関する事務
- (5) 補助金に関する事務
- (6) その他

7 監査委員の関与

監査委員 長谷川昌伸、監査委員 寺田政弘及び監査委員 高橋正利は前記の期間のすべての監査に関与した。

なお、前監査委員 福島優子は令和元年12月11日まで実施した監査に関与し、監査委員 井尾仁志は令和元年12月12日以降実施した監査に関与した。

8 行政監査

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたり、インフラの整備や気運の醸成、大会後のレガシーにつながる取組が、効果的かつ着実に行われているかを確認するため「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度の取組」をテーマとし、定期監査と併せて区の関連する事務について監査を行った。

9 監査結果

(1) 定期監査

ア 指摘事項

(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

a 事案の決定手続が確認できないもの

(a) 事業実施の起案文書がないものがあった。(秘書担当、広報広聴担当、スポーツ振興課、保健計画課、都市計画課、道路公園課)

(b) 起案文書に事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(障害者福祉課、子ども施設課)

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

(a) 墨田区事案決定規程に定める副区長が専決を行うものを、部長による専決としているものがあった。(障害者福祉課)

(b) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(総務課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック準備室、観光課、生活福祉課、障害者福祉課、保健計画課、子育て支援課、子育て政策課、建築指導課、防災課、安全支援課、都市整備課、庶務課)

(イ) 特殊勤務手当で、勤務を要しない日や対象業務に従事していない日に支給されているものがあった。(生活福祉課)

イ 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

(ア) 出勤簿、休暇等に関するもの

a 育児参加休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあった。(3課)

b 慶弔休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。(27課)

(イ) 職務専念義務免除に関するもの

- a 健康管理職免で、参加が確認できる書面（写し）が所属で保管されていないものがあった。（5課）
- b 健康管理職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあった。（1課）

(ウ) 旅行命令に関するもの

- a 出張の後に帰庁せず、有給休暇（時間）を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあった。（9課）
- b 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあった。（8課）
- c 旅行経路の一部に通勤手当支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。（16課）
- d 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあった。（6課）

(エ) 臨時職員に関するもの

- a 出勤簿で、休暇等の表示や押印に漏れや誤りがあるもの、鉛筆書きによるものがあった。（11課）

(オ) 歳入・歳出における執行手続に関するもの

- a 金銭出納員の収納金で、収納金日報を作成していないものがあった。（1課）
- b 金銭出納員の収納金で、即日（即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日）指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあった。（2課）
- c 前渡金の精算で、その用件終了後5日以内に行われていないものがあった。（3課）
- d 前渡金の精算残金が速やかに返納されていないものがあった。（1課）
- e 現金出納や郵券受払で帳簿を備えていないものがあった。（9課）
- f 郵券受払で金種別に帳簿を備えていないものがあった。（2課）
- g 現金出納簿や郵券受払簿で、日付、金額、枚数の記帳漏れや記帳誤りがあるもの、手書きで作成されていないものがあった。（24課）

(カ) 契約、契約履行に関するもの

- a 委託契約で、契約書・仕様書に定めのある事業計画書や報告書等が提出されていないものがあった。（5課）

- b 契約履行届が提出されていないものがあった。(1 課)
- c 委託契約で、報告書等が仕様書に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。(2 課)
- d 契約履行届や検収調書で、宛先や日付の記載漏れ、記載誤り、検査員・立会員の所属や職の記載漏れ、押印漏れのあるものがあった。(1 0 課)

(キ) 補助金等に関するもの

- a 実績報告書が要綱に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。(1 課)

(ク) 指定管理者に関するもの

- a 協定書に定めのある事業計画書や事業報告書、モニタリングの結果等が提出されていないものがあった。(2 課)
- b 事業報告書が、協定書に定められた期限を過ぎて提出されているものがあった。(1 課)

(ケ) 備品管理に関するもの

- a 廃棄手続を行わずに廃棄されているものがあった。(2 課)
- b 備品にラベルが貼付されていないものがあった。(1 課)

(2) 行政監査

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度の取組」について、監査対象である 5 5 部局のうち、1 9 部局において東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組を行っていることを確認した。

この 1 9 部局において、インフラの整備に関する事業が 5 事業、気運の醸成や大会後のレガシーにつながる事業・取組が 3 9 事業あり、経済性、効率性及び有効性の観点から、定期監査時にヒアリングを行った。

その結果、一部の事業については、監査時点では未実施であったものの、概ね適正に執行されていることを確認した。

10 監査委員意見

以下については、監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第 1 9 9 条第 1 0 項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 事務処理の適正化と取組について

今回の監査においては、指導・注意事項に挙げた旅行命令に関するものや備品管理に関するものなど、一定の改善が見られたが、事案の決定手続が確認で

きないものや事案の決定手続に誤りがあるもの、また特殊勤務手当の誤支給など、重大なミスが昨年度同様、多数確認された。

特に事案の決定手続が確認できないもののうち、事業実施の起案文書がないものについては、昨年度は1課だったものが、今回の監査においては6課に増加している。

事案の決定手続は、言うまでもなく事務事業を進めるうえで最も重要なことであり、すべての事務事業の根幹である。

なぜこのような事態になったのか、しっかりと検証を行い、再発防止に努められたい。

また、特殊勤務手当の誤支給については、今年度の定期監査（第1回）においても確認され、意見を述べたところであるが、今回も1課において10件の誤支給が確認され、昨年度より件数が増加した状況である。

なぜ改善を行うことができないのか、また何が初歩的とも思われるミスを誘発しているのかなど分析をしっかりと行き、ミスを発生させないためのマニュアルを整備するなど対策を強く求めるものである。

区においては、令和元年度に内部統制の基本方針を定め、令和2年度以降、その方針に基づいて内部統制体制の整備・運用を進めていくとのことだが、今回の監査結果等を踏まえ、真に実効性のある取組となるよう強く望むものである。

(2)「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各部の令和元年度取組」について

本年7月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるにあたり、令和元年度における各部の取組について監査を実施したが、概ね適正に行われ、遅滞なく進捗していることを確認した。

インフラ整備については、会場周辺の道路景観整備や遮熱性舗装の実施、南部地区における公衆便所の洋式化、またITインフラ面においては情報セキュリティ対策の強化などが進められていた。

気運の醸成と大会後のレガシーにつながる取組については、ボクシングキャラクター『あしたのジョー』を活用したシティドレッシング、ボクシングや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で実施される各種競技の体験事業、また墨田区総合運動場が昨年12月にオープンし、2月にはすみだランフェスタが開催された。

そのほか既存の事業を活用し、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をテーマとした講座や講演会、ワークショップの開催のほか保育園等でのスポーツ教室の実施や小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育等、スポーツを通じた健康増進や障害者スポーツを通じての共生社会の実現、区内産業振興や国際観光の推進など、様々な分野で効果が期待される事業が、子どもから高齢者まで多様な年代を対象として、幅広く展開されている印象を受けた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の本番まで、約 4 か月と迫ってきたが、1 月以降に広まった新型コロナウイルス感染症の影響により、区においても多くのイベントや行事等について、中止や延期などの対応を行っている状況である。事態の早期収束を願うところだが、世界的な感染拡大により今後も多大な影響が予想されるため、国、東京都などの動向を注視し、また連携を密にしながら引き続き大会の成功に向けた準備を着実に取り組まれない。

なおレガシーにつながる取組について、「何をレガシーとして残すのか」、また「レガシーとしていかに残るのか」など分かりにくいと感じるものもあったため、個々の取組のテーマやそこから生み出される効果等をしっかりと見極め、大会後に価値あるレガシーとして次世代に引き継がれるよう、ソフト・ハードの両面から継続した取組を進められたい。

(別表)

対 象 部 局	
企画経営室	行政経営担当
	政策担当
	公共施設マネジメント担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	情報システム担当
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
	人権同和・男女共同参画課
	営繕課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
	オリンピック・パラリンピック準備室
産業観光部	産業振興課
	経営支援課
	観光課
福祉保健部	厚生課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課

対 象 部 局	
保健衛生担当	保健計画課
	生活衛生課
	保健予防課
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	防災まちづくり課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路公園課
環境担当	環境保全課
立体化推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

第2 随時監査（その1）

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第5項

2 工事監査

(1) 工事件名

文花子育てひろば新築工事

(2) 工事概要

本工事は、旧西吾孺小学校跡地に暫定設置している文花子育てひろばをその隣接地に建設するものであり、乳幼児の一時預かりのための部屋を整備するなど、子育て支援サービスの更なる充実を図るものである。

工事件名	文花子育てひろば新築工事
工事場所	墨田区文花一丁目20番
工期	契約締結の日の翌日から令和2年9月30日まで
工事内容	<p>【新築建物概要】</p> <p>敷地面積：766.38㎡ 建築面積：373.22㎡ 延床面積：650.27㎡ 構造・規模：鉄骨造、2階建 主要用途：児童福祉施設等</p> <p>1階 事務室、交流室（2室）、資料兼閲覧コーナー、授乳室、おむつ交換室、トイレ等 2階 一時預かり保育室、会議室、相談室（2室）、面談室（2室）、トイレ等</p>
工事委任課	墨田区子ども・子育て支援部子育て支援総合センター
工事受任課	墨田区総務部営繕課

（令和2年1月22日現在）

3 監査実施期間

令和元年12月18日（水）から令和2年1月22日（水）まで

4 監査方針

工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、経済的に妥当であるかを財務事務、技術の両面を通して監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事は、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

- ア 工事は設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。
- イ 施工管理（監督、現場管理）は適正に行われているか。
- ウ 施工は設計図と相違なく行われているか。

(2) 調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和元年12月18日（水）に現地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

なお、今後の施工に当たっては、建物の耐久性に影響が及ぶ外壁板について、慎重な施工により、その精度に留意されたい等の所見が述べられた。

6 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和2年1月22日（水）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

文花子育てひろばの移設は墨田区基本計画の主要な公共施設等整備事業に位置づけられた子育てひろば整備事業の一つであり、新たに実施を予定している乳幼児の一時預かりのための諸室を整備するなど、子育て支援サービスの更なる充実を図るものとなっている。また、現施設の隣接地への移設となったことにより、施設の利用者やボランティア等が継続的かつ安定的に活動できるものとなった。

今回の監査は工事の初期段階でのものとなったが、これまでのところ工事は概ね順調に進んでいた。工事はこれから佳境を迎えることとなるが、引き続き安全管理を徹底し、事故等を発生させることのないよう努められたい。

また、現在の本区における公共施設の保有状況を見ると、今後も施設の維持管理においては、その費用の削減や財政負担の平準化を図る必要がある。文花子育てひろばについても、計画的な予防保全により、施設の長寿命化に取り組まれたい。

第3 随時監査（その2）

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項及び第5項

2 工事監査

(1) 工事件名

日進公園再整備工事

(2) 工事概要

本工事は、昭和46年5月の開園後、大規模な改修もなく老朽化している日進公園を「子どもからお年寄りまで誰もが集え、多様な使い方のできる安全・安心な公園」として再整備するものである。

工事件名	日進公園再整備工事
工事場所	墨田区亀沢三丁目24番3号
工期	契約締結の日の翌日から令和2年3月18日まで
工事内容	【基盤整備】 公園施設等撤去・移設工 一式 基盤整備工 一式 【植 栽】 植栽工 一式 【施設整備】 施設整備工 一式 トイレ設置 一式 四阿設置 一式
工事主管課	墨田区都市整備部道路公園課

(令和2年2月3日現在)

3 監査実施期間

令和元年12月25日(水)から令和2年2月3日(月)まで

4 監査方針

工事が適法かつ合理的、能率的に行われているか、また、経済的に妥当であるかを財務事務、技術の両面を通して監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事は、大規模な造園工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は設計(設計、積算、仕様書)に従い、適正かつ予定どおりに行われ

ているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は適正に行われているか。

ウ 施工は設計図と相違なく行われているか。

（２）調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和元年１２月２５日（水）に現地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

なお、日進公園の区域外で本工事の対象外ではあるものの、公園に面する道路のＬ型側溝に劣化の著しいものが確認されたことによる補修要望などが所見として述べられた。

６ 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和２年２月３日（月）に現地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

７ 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

工事技術調査で技術士から要望のあった、劣化の著しいＬ型側溝の補修については、今後、別途工事による対応を予定していくとのことであった。

本工事は、墨田区基本計画の主要な公共施設等整備事業に位置づけられた公園等新設・再整備事業の一つであり、昭和４６年の開園以来、大規模な改修もなく老朽化している日進公園を再整備するものである。その整備に当たっては、地元区民を対象としたワークショップ活動を行うなど、区民の意見を反映したプランとなっている。

これらの経緯も踏まえ、新しい日進公園が、その整備テーマである「子どもからお年寄りまで誰もが集え、多様な使い方ができる安全・安心な公園」として区民に親しまれるものとなるよう期待するものである。